

の除去につき考慮することも、専門學校以上の學生生徒の制服については可及的婦人標準服によらしむること。なほ夏期においては靴下は短靴下を用ひしむるものとすること。

(五) 婦人の服装に付ては皇國婦人に相應はしき質實簡素にしてかつ女性美を失はざる婦人標準服等の普及を圖ること。

四、諸團體等においては今後新に制服等を制定するを避けしめ、國民服または平常服を活用するの方途を講ぜしむ。なほ既に制服等の定めある場合といへども、特に支障なき限り、正規以外の服装の着用をも認むることと指置せしむ。

五、身廻品その他一般家庭用品についてはその種類および規格を單純化し高級又は不要不急品の製造を抑制す。

六、衣料の新調を抑制するとともに極力有合せ品の更生活用の徹底を圖るものとし、これがため補修用資材の確保その他適宜の措置を講ず。

七、婚禮、葬儀その他一般儀禮の場合における禮装の簡素化を圖りモーニング、裾模様等既存の禮装によるざるを得る」と考慮す。

なほ本要綱の實施については政府の施策と相俟ち大政翼賛會をして大日本婦人會その他の關係諸團體（被服協會、大日本國民服協會、大日本婦人服協會等）と緊密に連繫し強力活潑なる國民運動を展開せしむるはずである。蓋し戰局の現段階に對處し清新強健なる衣生活の面を通じて國民士氣の昂揚と國民體位の向上を圖り、必勝への綜合戰力増強を期せんとするものである。政府の意圖は國民各位特に婦人の眞摯なる熱意に

よつて初めてその目的を達成し得るものである。政府は各位の自發的協力を確信する次第である。

食糧增産應急對策要綱の閣議決定

既定增産計畫に加ふる食糧增産施策遂行の必要に鑑み昭和十八年六月四日閣議は左の如き食糧增産對策要綱を正式決定するに到つた。

食糧增産應急對策要綱

國民生活確保の絶對的要請に應じ速に食糧自給態勢の確立を期しこれが達成に寄與し得べきあらゆる方途を講ずるの要緊切なるものあるところ、この際米、麥、諸類等主要食糧農產物ならびに水產物の増産に關する既定計畫の外左記應急對策を實施せんとす。

食糧農產物增產對策

一、不耕作地の解消及び雜穀等の増産に關する措置
當面の稻作に萬全を期し栽植密度の增加、窒素肥料の全層施肥、除草必要回數の勵行等に努め生產目標の達成を圖ると共に、この際特に左の措置を講ぜんとす。

(一) 不耕作田の解消を目途とし市町村農會、部落農業團體をして共同耕作等の方法により水稻の作付を完遂すること。

三、勞力補給に關する措置

所要勞力については地元勞力の活用に努むるとともに概ね左の措置によりこれが補給を爲さんとす。
(一) 農村の附近都市特に地方の町等より青少年、一般市町民等の労力を大政翼賛會諸團體を中心とする自發的の國民運動として適當なる勤勞報國隊等を動員し地元農村の要請に應ぜしむること。
(二) 一般學徒就中農學校生徒の勤員は極力これを

は間作を行ひ又輪作方法の改善に依り蕎麥等の作付に努むること。

(三) 北海道における食糧生産の確保についてはその特殊事情に鑑みこの際差當り不耕作地の發生を防止する爲必要なる措置を講ずること。

二、諸類增產に關する措置

諸類は增產の餘地最も大にしてその主要食糧化を強化促進するは食糧政策上特に緊要適切なるを以て既定方針に依り優良苗普及等の施設を實施する外左の措置を講ぜんとす。

(一) 諸類增產に關しこの際品種栽培、貯藏、加工等に亘り急速に技術の改善を推進し民間經驗者の優秀なる技能の活用に努め適切なる技術の普及を期すること。
(二) 諸類の主要食糧としての活用を徹底せしむるためその加工に關し一段の措置を講じ廉價優良なる加工製品の生産を圖ること。
(三) 諸類の價格及びその統制機構に検討を加べこれが増産を確保すると共に實情に即し敏速圓滑なる配給を期し得る如く急速に所要の改訂を行ふこと。

實施するものとし専門學校以上の學徒についても積極的にこれを行ふこと。

- (三) 地方の實情に即し農村青少年らを以て食糧增産隊を編成し隨時隨處に出動して農耕または開墾に從事せしむること、なほ農村國民學校兒童の就勞に付更に適切なる措置を講ずること。

四、その他

(一) 肥料に関する措置

販賣肥料特に無機質肥料の供給確保に遺憾無からしむるため必要なる各般の方途を講ずるは勿論自給肥料の改良増産に施肥の改善に関する從來の施設を推進し特に綠肥作物種子の確保、都市屎尿の農村配給の強化、農業用石灰および石灰原石粉末の供給確保などに必要な措置を講ずること。

(二) 自給飼料に関する措置

自給飼料の増産に関する既定計畫の完遂に努むる外各種藻類、甘藷蔓その他莖葉等の利用を徹底するためサイロの普及施設を擴充するとともに未利用資源の活用および草類利用等に關し必要な措置を講ずること。

(三) 鄉土食運動に関する措置

各地には夫々その土地の生産事情に即し尊重すべき固有の郷土食存するもの少からざるを以て、大政翼賛會等を中心とし郷土食の存續復活を目途とする運動が地方事情に即し自發的に展開せらるる如く適當なる方途を講ずること。

(四) 滿洲國における應急增產に関する措置

滿洲國內における日本内地人開拓用地の未墾地を急速に開發して食糧の應急增產を圖る爲満洲國

の協力を得て適當なる措置を講ずること。

尙土地改良を擴充すると共に裏作の普及改良を囲り農地の生産力を增强する爲別途必要な施策を講すること。

水產物增產對策

一、増殖に関する措置

- (一) 潟池、湖沼、河川等における未利用水面における鯉、鯿、鱈等の孵化放流施設等を擴充し淡水魚の増殖を圖ること。

(二) 大衆向海產多獲魚類の孵化放流施設を擴充すると共に未利用淺海面の開發により介藻類の増産を圖ること。なほ無動力漁船の操業促進の方途を講ずること。

二、遭難漁船に関する措置

時局に因る漁船遭難の場合において遭難漁業者及び遭難漁船に對する施設及び一定水域に出漁する漁船の出漁獎勵等の施設を急速に實施すること。

勤勞報國隊整備要綱の決定

大政翼賛會に於いては國民皆働運動實施要綱に基く勤勞體制の確立を目的として、各地域、職域、團體を基幹とする勤勞報國隊組織の一層の整備強化と常時組織化とを圖ることとし、昭和十八年五月二十八日左の如き「勤勞報國隊整備要綱」を正式決定するに到つた。

[備考]

一、主要食糧の自給強化施策の展開に關聯し特に左の事項を考慮するものとす。

(一) 農業技術者及び指導者の技術勤員態勢を強化すること。

(二) 主要食糧農產物の種苗に關する國の施設を整備すること。

第一 趣旨

決戦下の緊迫せる時局に對處して大政翼賛會はさきに指示せる國民皆働運動實施要綱の趣旨により、各地域、各職域、各團體に於いて普く勤勞報國隊の組織を一層整備し且つこれを常時組織となし統一ある綜合企畫の下に勤員して直接生産增强に寄與するとともに國民皆働運動の中核たるの實を發揮せしめ全國民の勤労奉公精神を高揚し戰力增强の飛躍的進展に資せんとする。

第二 隊の組織

一、勤勞報國隊は左記各團體等に於いて之を組織す。

(イ) 大日本翼賛壯年團

(ロ) 大日本產業報國會